

【1】収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

記入例

○「住民税非課税世帯(家計急変世帯分)申請書」と一緒に提出してください。

① 下にチェック(☑)してください。
1 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。
 【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名 【2】	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和3年度住民税課税状況 ②	障害者控除等 ③	任意の1箇月で申し立てる場合、その年月 ④	任意の1箇月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1 記載例① (収入で申請)	1	<input checked="" type="checkbox"/>	☑	令和 3年 8月	100,000 円	0 円	0 円	1,200,000 円	1,380,000 円
2 記載例② (所得で申請)	0	<input checked="" type="checkbox"/>	☐	令和 3年 10月	200,000 円	0 円	0 円	2,400,000 円	1,380,000 円

【3】この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、【4】下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入して下さい。
 【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目を記入)

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください(書で届け出ている人数)
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1箇月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1箇月の年月を記入してください
- ⑤ 「任意の1箇月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以後の任意の1箇月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与と明細書等の収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿等の収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く。)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等の支給額がわかる書類を提出してください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円以下
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	【4】 138.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	210.3万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	250.3万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 年間所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑦	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	【一】	【一】収入により申請する場合は記入不要					
2							
3		記載例① (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)					
4		2,400,000 【8】	1,600,000 【9】			800,000 【11】	830,000 【10】
5		記載例② (所得で申請)					

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
 年間所得見込額＝
 収入額－(⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金控除)

(記入上の注意)

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。
- ⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ① 【A】の給与収入が1,625,000円以下 → 550,000円
- ② 【A】の給与収入が1,625,000円超1,800,000円以下 → 給与収入分×40%－100,000円
- ③ 【A】の給与収入が1,800,000円超3,600,000円以下 → 給与収入分×30%＋80,000円
- ④ 【A】の給与収入が3,600,000円超6,600,000円以下 → 給与収入分×20%＋440,000円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12箇月相当額を記入してください
- ② 帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

(65歳未満の方)	公的年金等収入分 → 控除額	
	: 600,000円以下 → 公的年金等収入分の全額	
	: 600,000円超1,300,000円未満 → 600,000円	
	: 1,300,000円以上4,100,000円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋275,000円	
	: 4,100,000円以上7,700,000円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋685,000円	
(65歳以上の方)	公的年金等収入分 → 控除額	
	: 1,100,000円以下 → 公的年金等収入分の全額	
	: 1,100,000円超3,300,000円未満 → 1,100,000円	
	: 3,300,000円以上4,100,000円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋275,000円	
	: 4,100,000円以上7,700,000円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋685,000円	

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください

⑤ 年間所得見込額 = ⑥ 年間収入見込額 - (⑧ 給与所得控除額 + ⑨ 事業収入等の経費 + ⑩ 公的年金等控除)

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円以下
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	83.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	111.0万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	139.0万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	167.0万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円以下

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用